

2020. 5. 8

2022. 5. 27 改訂

2022. 10. 1 改訂

新潟市社会体育施設の感染拡大予防ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と体育施設運営の両立を進めるため、スポーツ庁が定めた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下、「スポーツ庁ガイドライン」という。）及び公益財団法人日本スポーツ協会等が定めた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下、「スポーツイベントガイドライン」という。）、並びに内閣の新型コロナウイルス感染症対策本部が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、本市としての体育施設における感染予防策を定めるものです。

2 対象施設

全ての新潟市立社会体育施設とします。

3 基本的考え方

スポーツ庁ガイドラインに示された事項に準拠するものとし、適切な感染防止対策を講じることとします。なお、体育施設の利用については、換気や清掃等の基準を別表のとおり定めることとします。上記を踏まえ、各施設が抱える固有のリスクを洗い出し対応を考えながら、施設を運営していくこととします。

4 当日利用受付時の留意事項

(1) 検温

- ・屋内体育施設においては、発熱状況を確認するため、受付時に利用者全ての検温を実施することとします。検温結果が 37.0℃以上の場合は注意喚起を行い、37.5℃以上の場合は利用の自粛をお願いすることとします。

(2) 「健康状態チェック」

- ・施設管理者は、利用の際の確認事項などを示した、「スポーツ施設の利用にかかる健康状態チェック」（以下、「健康状態チェック」という。）を施設入り口や受付に掲示し、利用者が利用を開始する前までに確認できるようにします。
- ・「健康状態チェック」はあらかじめホームページに掲載し、利用者が事前に確認することができるようにします。

5 利用者への要求事項

(1) 体調の確認

- ・施設管理者は、利用当日に、利用者に「健康状態チェック」の確認を求めます。
- ・利用者がイベントの主催者の場合は、代表者を通じて参加者（観客含む）全員が「健康状態チェック」を確認することとします。

(2) マスクの用意・着用

- ・可能な限り、マスク（できれば不織布）着用をお願いすることとします。ただし、屋内においては、他者との距離（目安 2m以上）がとれて会話をしない場合マスク着用は必要ありません。トレーニング室においては、有酸素マシンの利用に限りマスクをしなくても利用を可能とします。また、屋外においては、他者との距離が確保できる場合、距離がとれない場合であっても会話をしない場合マスク着用は必要ありません。

(3) 体育施設を利用する際の留意点

- ・施設の利用にあたっては、以下の点に留意し利用してもらうこととします。施設管理者は、「体育施設を利用する際の留意点」を利用者が確認できるよう複数箇所へ掲示することとします。

①健康確認

発熱や風邪の症状がある場合、施設の利用や運動、スポーツ活動を自粛すること

②適度な距離の確保

介助者や誘導者の必要な場合を除き、感染予防の観点から、周囲の人と適度な距離を空けるよう努めること

③活動前後の感染予防

- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること

6 身体接触を伴う試合や練習

- ・競技種目や身体接触の有無による利用制限は行いません。身体接触を伴う試合や練習については、原則として可とします。ただし、中央競技団体等が作成する各競技別のガイドラインがあれば、それに留意することが必要です。
- ・感染症及び熱中症、怪我のリスクに十分配慮したうえで、活動を行ってもらうこととします。

7 施設管理者の留意事項

スポーツ庁ガイドラインに示された「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」

の、次の（１）～（４）に留意した対応をすることとします。

- （１）施設の予約受付時の対応
- （２）当日の利用受付時の留意事項
- （３）利用者への要求事項 ただし、１）体調の確認 を除く
- （４）施設管理者が準備等すべき事項 ただし、５）観客の管理 を除く

体育施設においては、提供しているサービスの内容に応じて、接触感染と飛沫感染のリスクがさらに存在する可能性が考えられるため、施設職員や利用者の動線や接触・飛沫防止の観点でのリスク洗い出しと対策の検討を行い、利用者が確認できるよう、別紙「施設のリスクの洗い出しとその対策について」を施設内に掲示することとします。

8 イベントの実施について

イベントの主催者には、スポーツイベントガイドラインを踏まえた上で、開催の判断が求められます。主催者に対しては、必要に応じて上記ガイドラインを情報提供する必要があります。施設がイベントに係る利用の許可をする場合は、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和４年９月８日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長発出）により判断します。判断に迷う場合は、市の所管課と協議のうえ決定します。

【イベント主催者への要求事項】

施設管理者は、イベントの主催者に対してスポーツイベントガイドラインに示された「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」の、次の（１）～（４）に留意した対応を求めることが必要です。

- （１）スポーツイベントの参加募集時の対応
- （２）当日の参加受付時の留意事項
- （３）スポーツイベント参加者への対応
- （４）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

【イベント主催者と施設管理者の役割分担】

社会体育施設においてイベントを実施する際、イベント主催者と施設管理者の役割分担は、両者の協議により決めます。通常の施設管理にかかる対応は施設が行い、イベント実施により通常の管理を超えて行う対応については、イベント主催者が行います。

<参考>

スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項	イベント主催者	施設管理者
手洗い場所への石鹸設置		●
更衣室等の消毒、換気	△	●
更衣室等の入室制限	●	
観客の管理	●	
会場の換気	△	●
ゴミの廃棄	●	※
イベント参加者受付窓口に手指消毒剤を設置	●	※

※施設は、通常開館時と同様にゴミ箱や手指消毒剤を所定の位置に設置しているが、通常の利用範囲を超える利用がある場合は、主催者の役割とする。

9 その他

- 施設利用者の中から新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合には、保健所等の指導に基づいて消毒を実施するため、施設利用を再休止することがあります。
- 新型コロナウイルスの感染状況によっては、本ガイドラインを見直すことがあります。

(関係リンク先)

■スポーツ庁ホームページ

※社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

■公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ

※スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

※中央競技団体が作成した各競技別のガイドライン

(<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>)

施設名 ()
室場名 ()

施設のリスクの洗い出しとその対策について

この施設は、スポーツ庁が定めた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づいた新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開館しています。

施設固有のリスクについて

○接触感染

想定されるリスク	対策
例) ウイルスの持ち込み・持ち出し	例) 手指の消毒設備の設置

○飛沫感染

想定されるリスク	対策
例) 利用者が多数の場合の密状態	例) 入場者の整理

■別表

		プール	体育館	武道場	屋内コート	トレーニング室	屋外施設
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者全員を検温 ・健康状態チェック掲示 						・健康状態チェック掲示
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・設備による吸排気 	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間のうち10分換気又は常時窓を開放（遮光目的のカーテンは最低限）し、可能であればサーキュレーターを回す ・設備による吸排気 ・更衣室扉は常時開放（目隠し用衝立設置）しサーキュレーターを回す 				1時間につき3回以上の換気を目安とする。または、常時窓を開放した上でサーキュレーターを回す	
消毒箇所 (頻度)	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーの人が良く触る部分と更衣室の床を界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、1日2回消毒 →できなければ、ロッカーや更衣室の使用禁止 ・共用の用具について、利用者又は施設職員が使用の都度消毒する →できなければ貸出禁止 ・券売機タッチパネル操作前後に手指消毒をお願いする 					(各施設のリスク評価による)
	個別		個人開放入替毎に卓球台、フロアモップの柄を消毒	(各施設のリスク評価による)		施設が用意した消毒液と使い捨てペーパー類又は共用を避けたタオル類で利用者が器具を使用後に消毒	
使用制限	個人		<p>【ランニングコース】※制限ではなく注意喚起 人数の目安は「1周の距離(m)/10m」を目安とし、それを超えるような状況となる場合には、館内放送にて「間隔を空ける・休憩をはさむ・追い越しに注意」などの注意喚起を行う</p>			器具を間引くなど、間隔2m超を確保するか、器具の間にシールドを設置して飛沫感染を防ぐ ・使用可能器具1台につき一人 ・フリーウェイトの場合は4㎡につき一人 上記を目安に人数を設定し、それを超えることが分かった時点で、注意喚起する。(ランニングコース同様)	
	専用	ガイドライン3頁「8イベントの実施について」による					
施設が利用者 に お 願 い す る こ と (要請)	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・密状態にならないよう、人との距離を適度にとること ・可能な限り、マスク着用（ただし、トレーニング室での有酸素マシンに限りマスクを外しての利用可） 					
	活動	・ウォーキング中の会話をしないこと					(各施設のリスク評価による)
	更衣室	・利用は短時間で →注意喚起文を掲示					
設備制限		・採暖室は1時間に1回の頻度で換気を行う					(各施設のリスク評価による)